

# 2

## 家賃などのお支払い

家賃は契約の日から契約解除の日までお支払いいただきます。月の途中で契約を締結された場合、または解除された場合は、その月の家賃は日割計算によってお支払いいただきます。

### 1 家賃の支払い方法

預金口座振替による方法でお支払いいただきます。

#### 公社指定口座振替取扱金融機関

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
りそな銀行	京都銀行	近畿大阪銀行
池田泉州銀行	紀陽銀行	関西アーバン銀行
大正銀行	徳島銀行	ゆうちょ銀行
三菱UFJ信託銀行	三井住友信託銀行	
大阪府内の信用金庫(尼崎・京都中央・京都・きのくに信用金庫含む)		
大阪府内の農協		

※機関保証制度をご利用の場合は、保証会社の定めによります。

### 2 家賃の支払い期日

当月分を当月28日(2月のみ26日)に預金口座から振替します。

金融機関が休日の場合は翌営業日です。

※ただし、当日に預金残高不足で振替できなかつたお客様に再振替サービスを実施しています。再振替日は翌月8日(1月・5月は15日)です。(金融機関が休日の場合は翌営業日)

口座振替ができなかった場合は、納付書を送付しますので、納付書裏面に記載の金融機関の窓口ですみやかにお支払いください。

また、振替できなかったことにより発生する延滞損害金を請求する場合があります。

その場合、遅れてお支払いいただいた翌月の初旬に延滞損害金の納付書を送付しますので、上記と同様、納付書裏面に記載の金融機関の窓口でお支払いください。

なお、家賃等を3ヶ月以上滞納されますと契約解除、その他法的措置をとり、住宅を退去していただくこともありますので、期日を守ってお支払いください。

※機関保証制度をご利用の場合は、保証会社の定めによります。

### 3 共益費について

団地にお住まいの皆さまが生活を行う条件の一つに共益費の負担があります。

共益費は団地の階段灯・防犯灯などの電気代、共同水栓の水道料、給水および汚水処理場など諸施設の維持管理費、団地内の芝生や樹木の手入れなど共同の費用に使用されます。(負担基準は「補修費などの負担区分表」《33～50ページ》をご参照ください。)

また、一部の住宅では、自治会が運営を行っておりますので、該当住宅にお住まいのみなさまは自治会を通じて支払っていただきます。

